

	号外	定価 1部2円	人事委員会勧告に向け最終局面！一時金引下げ阻止へ。人事委員長へ職員の切実な思い届け！！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2020県人勸闘争④-朝 一時金・人事委員会交渉最終局面

10.20 人事委員長交渉へ

一時金 引下げ許さず / 水準維持を

= 職員の勤務意欲確保が先!! =

岩手県地方公務員共闘会議（議長 金田一文紀岩教組委員長）は、10月20日、一時金を巡る交渉の最終局面・人事委員長交渉に臨む。事務局長交渉では、「一時金は10月下旬を目標に作業中。公民格差は精査・分析中だが、少なくとも昨年度を上回ることはない」、「仮に引き下げとなれば、期末手当か勤勉手当のどちらから差し引くかは、その制度バランスや国の状況に配慮」とし、国追隨の期末手当から引き下げの可能性を示唆した。



交渉団は、職員の生計費を直撃し、勤務意欲失墜につながるとして、一時金の水準維持を求め続けてきた。人事委員会は国追隨ではなく、コロナ対策・度重なる災害対応など職場で踏ん張る職員に報いる改善勧告こそ行うべき。多くの職員の切実な訴えを人事委員会に届け、引下げ阻止・改善勧告を求めよう。

《最終局面となる人事委員長交渉の重点事項》

確認事項	交渉課題
一時金の水準は？	国は4.50月から4.45月（0.05月分の引下げ）勧告で当県の水準と並ぶ。 <u>国と同じ一時金4.45月の水準維持を。</u>
期末手当は水準を維持すべき、見解は？	<u>期末手当での調整は一般職員のみならず会計年度任用職員の一時金も引下げとなる深刻な問題</u> 。期末手当の水準維持は切実な要求だ。

確認事項	交渉課題
一時金以外の報告・勧告は？	一時金先行は異例の措置。その他の報告・勧告も別に実施されることから、月例給、諸手当、継続課題改善など、別途交渉する機会を申し入れる。
勧告日は？	直近の一時金の基準日は12月1日。仮に引下げ勧告となれば当局は12月議会で給与条例改定を目論む。12月期での一時金反映を見据えた勧告は如何なものか。

地公共闘は、県人事委員会へ組合員の切実な声を背景に10月20日、人事委員長交渉で職員に報いる前進回答に向け全力を挙げる。

人事委員長！切実な訴えに応えてください！

＝要請打電に深刻な仲間の声＝

現在、県内の各職場から、一時金の水準維持と職場改善を求めるべく、人事委員会への要請打電行動を展開している。人事委員会は職員の切実な声を受け止め、一時金の維持はもとより、職員に報いる勧告をすべきだ。その一例を紹介。



【30代男性の声】

◎ 子どもを養うために経費を切り詰めている。オムツやミルク代も大変。懸命に仕事しているのに引下げはもってのほか！

【20代女性の声】

◎ 引下げだと結婚など将来の生活設計ができません。引下げしないでください！

【50代男性の声】

◎ 人員不足のなか自分が何とか職場を廻している。しかし賃金は全く上がらない。さらに引き下げだとモチベーションが続かず、仕事できない。水準維持は当然！

パワハラ・セクハラ等のハラスメント相談はぜひ県職労へ



通常業務に加え自然災害やコロナ感染症対策などの過重労働等もあり、職場環境の悪化からパワーハラスメントなどのハラスメントが発生している職場はありませんか？

結果、メンタルで長期休養を余儀なくされるケースもあります。今、ご自身で悩みを抱えてはいませんか？

県職労はハラスメント相談を受け付けています。秘密は厳守します。ご相談は県職労本部（電話 019-654-5800）または各支部書記局まで。